

諮問第 148 号

県政改革審議会

兵庫県県政改革方針の変更案について（諮問）

県政改革の推進に関する条例（平成 30 年兵庫県条例第 40 号）第 2 条第 1 項の規定による兵庫県県政改革方針を変更したいので、同条例第 7 条第 2 項第 1 号の規定により諮問します。

令和 6 年 2 月 8 日

兵庫県知事 齋藤 元彦